

新規就農定着促進事業実施要綱

平成 21 年 5 月 29 日付け 21 経営第 791 号
農林水産事務次官依命通知

第 1 趣旨

農業従事者の高齢化が進む中、将来に渡り、地域の農業を持続的に発展させるためには、新規就農者の育成・確保及び定着が緊急の課題となっている。

このような中、新規就農に対する関心が高まっているものの、新たに農業経営を開始するに当たっては、必要な資金の確保が困難なことから、地域での十分な新規就農者の育成・確保が困難となっている。

このような状況を踏まえ、地域一丸となって地域農業の将来の担い手たる新規就農者の育成・確保に取り組む地区を対象として、新規就農者の農業用施設等の導入等に対して支援を実施することにより、新規就農者の経営の早期安定を図り、地域における将来の担い手を育成・確保するものとする。

第 2 目標

本事業は、第 1 の趣旨を踏まえ、地域における将来の担い手の育成・確保のため、新規就農者への支援を実施することにより、新規就農者の育成・確保及び定着に資するものとする。

第 3 事業の実施

1 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げるいずれかの組織とする。ただし、(2) の都道府県協議会にあっては、原則として、(1) の地域協議会が設置されていない地域に限り事業実施主体とすることができる。

- (1) 地域協議会（農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める要件を満たす地域担い手育成総合支援協議会をいう。）
- (2) 都道府県協議会（経営局長が別に定める要件を満たす都道府県担い手育成総合支援協議会をいう。）
- (3) 経営局長が別に定める要件を満たし、原則として、一以上の市町村をその区域とする都道府県、市町村及び農業団体等により構成される協議会

2 事業内容

本事業は、事業実施主体が、地域内の新規就農者の育成・確保に関する成果目標及び新規就農者の支援計画等を取りまとめた新規就農者育成計画（以下「育成計画」という。）に基づき、認定就農者（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号。以下「青年等就農法」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）等が行う農業用施設等の導入及び土地基盤の整備（以下「整備事業」という。）について助成を行う事業とする。

なお、助成の対象となる整備事業については、「農業用機械施設補助の整理合理化

について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

3 成果目標

事業実施主体は、育成計画を作成し、新規就農者の育成・確保に関する成果目標を設定するものとする。

4 目標年度

成果目標の目標年度は、平成23年度とする。

5 実施手続

(1) 育成計画の承認

本事業を実施しようとする事業実施主体は、経営局長が別に定めるところにより地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)に育成計画を提出し、その承認を得なければならない。

(2) 育成計画の承認の要件

地方農政局長等は、(1)により提出を受けた育成計画について、経営局長が別に定める要件をすべて満たす場合には、当該育成計画の承認を行うものとする。

(3) 育成計画の重要な変更

事業実施主体は、育成計画について経営局長が別に定める重要な変更を行う場合には、当該育成計画を経営局長が別に定めるところにより地方農政局長等に提出し、その承認を得なければならない。この場合には、(2)の規定を準用する。

第4 事業の評価

本事業においては、育成計画に定められた成果目標等の達成状況について、次に掲げる方法により評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、平成23年度まで毎年度、育成計画に定められた成果目標等の達成状況について評価を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1の評価結果の報告を受けた地方農政局長等は、その内容を点検評価し、地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長にあっては、その結果を経営局長に報告するものとする。
- 3 経営局長は、1及び2による報告を受けた場合は、評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成21年度とする。

第6 事業の推進体制等

- 1 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、構成員相互の密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。
- 2 国は、地域の実情に即した新規就農者の育成・確保及び定着が図られるよう、農林水産省本省、地方農政局、地方農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局長が相互に連

絡調整を緊密にすること等により、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導助言に当たるものとする。

第7 関連施策との連携

事業実施主体は、就農支援資金の貸付けを行う都道府県青年農業者等育成センター（青年等就農法第5条第1項に規定する都道府県青年農業者等育成センターをいう。以下同じ。）等と連携を図り、新規就農者の育成に努めるものとする。

第8 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 地方農政局長等は、事業実施主体及び事業実施主体から助成を受ける者（以下「事業実施主体等」という。）に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るため、必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体等に対し、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 地方農政局長等は、事業実施主体等に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 4 地方農政局長等及び事業実施主体は、助成対象者の経営状況の把握に努め、協議会の構成員及び都道府県青年農業者等育成センターとの連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップを行うものとする。

第9 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、経営局長が別に定めるところによるものとする。